

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年11月18日(2021.11.18)

【公表番号】特表2020-520715(P2020-520715A)

【公表日】令和2年7月16日(2020.7.16)

【年通号数】公開・登録公報2020-028

【出願番号】特願2019-564081(P2019-564081)

【国際特許分類】

A 6 1 N 1/362 (2006.01)

【F I】

A 6 1 N 1/362

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年9月28日(2021.9.28)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 9 9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 9 9】

受信機120がバッテリ114から消費する電力を実質的に最小限に抑えるために、差動増幅器124a及び差動増幅器124bが両方とも有効化される時間量は小さく保たれ、好ましくは最小化されるべきである。特定の実施形態によれば、両方の差動増幅器124a、124bが両方とも有効化されている時間のうち少なくとも半分を超える時間、差動増幅器124a及び差動増幅器124bの一方はオフセット補正されている。例えば、オフセット補正フェーズが完了するまでに3ミリ秒かかると仮定する。差動増幅器124a、124bが両方とも有効化されている時間量がサイクル期間ごとに(例えば、100ミリ秒ごとに)4ミリ秒である場合、両方の差動増幅器124a及び差動増幅器124bが有効化されている時間の少なくとも半分を超える時間、差動増幅器124a及び差動増幅器124bの一方はオフセット補正されている。好ましくは、差動増幅器124a、124bを含む受信機120によって消費される電力を実質的に最小化するために、両方の差動増幅器124a及び差動増幅器124bが、いずれもオフセット補正されることなく有効化されている時間は、実質的に最小化される。特定の実施形態によれば、差動増幅器124a、124bは、差動増幅器124a、124bの一方のみが有効化されている時間の20%未満(好ましくは10%未満)の間、同時に有効化される。